

よくあるQ & A(福岡市ステップアップ助成事業)

No.	質問	回答
1	市外本店であるが、福岡に支社がある。補助対象者になるか。	市内本店を対象としているため、対象外です。
2	NPOで活動している。補助対象者になるか。	特定非営利活動法人(NPO法人)は補助対象者となります。
3	「創業10年未満」とあるが、個人事業主から同一事業で法人化した場合の年数の考え方を示してほしい。	個人事業主から同一事業で法人化した場合は、当該個人事業を開始してからの通算年数となります。
4	補助対象経費は、「経営面での課題を改善するために必要な経費」具体的にどのような経費が対象となるか。	補助金の交付決定から同年度内(3月末)までに支出した経費が対象となり、具体的には、以下のような経費が対象となります。 ・新規顧客開拓のための新商品開発費用 ・販路拡大のためのマーケティング費用 ・サービス提供のためのアプリ開発費用 ・認知度向上のための広報パンフレット作成費用 等 ※人件費は合計で50万円が補助対象の上限となります。
5	補助対象経費に消費税は含まれるか。	含まれません。交付決定後の実績報告においては、消費税を除く税抜価格で計上してください。
6	書類審査通過後に事業計画書の内容変更を行うことは可能か。	当初提出分の事業計画書にて書類審査(一次審査)とプレゼンテーション審査(最終審査)を行います。 ご提出後は、資料変更できませんのでご注意ください。